

委員会提出議案第2号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年3月25日提出

南相馬市議会議長 今村 裕 様

議会運営委員長 小川 尚 一

提案理由

本市議会における質問の回数に係る規定を整理するとともに、情報通信端末機器の使用に係る基準を定めるため、必要な改正を行うものである。

南相馬市議会規則第 号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する規則

南相馬市議会会議規則（平成18年南相馬市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後	改正前
<p>(準用規定)</p> <p>第66条 質問については、第58条及び第62条の規定を準用する。<u>ただし、一問一答の方式においては、第58条の規定は準用しない。</u></p> <p>(資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第159条 【略】</p> <p><u>(情報通信端末機器の使用)</u></p> <p>第159条の2 <u>議員は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末機に限る。以下この条において同じ。）を会議において使用することができる。</u></p> <p><u>2 議員の情報通信端末機器の使用については、第158条の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項及び前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p>	<p>(準用規定)</p> <p>第66条 質問については、第58条及び第62条の規定を準用する。</p> <p>(資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第159条 【略】</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。